

中小企業の経営支援に関する取組み方針

■ 中小企業の経営の改善に関する取組み

当行は、従来から地域金融の円滑化を図ることが社会的責任を果たすうえで最も重要な役割と捉え、「金融円滑化の取組みに関する方針」を定め、中小企業のお客さまの経営支援の強化に積極的に対応しています。

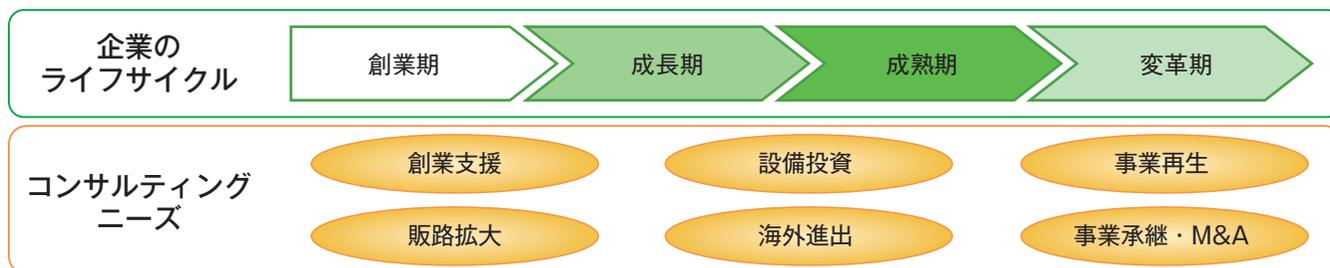
平成25年3月末をもって「中小企業金融円滑化法」は期限到来となりましたが、当行における「金融円滑化の取組みに関する方針」は何ら変わることなく、今後も、お客さまへ適切かつ十分なコンサルティング機能を発揮し、お客さまの立場に立った経営支援に取り組みます。

■ 地域の活性化のための取組み

当行は、資金供給者としての役割にとどまらず、中小企業のお客さまのライフステージから生じる様々なニーズに対して、お客さま目線に立った最適なサービスを提供する「総合金融サービス業」への進化を目指し取り組んでいます。中小企業のお客さまとの日常的・継続的なリレーションに基づき得られた経営相談・経営課題に対し、ライフステージに応じた最適なソリューションを提供することで、地域経済の活性化、地域との共栄、地域社会づくりに貢献します。

(1) 取引先のライフステージに応じたコンサルティング機能の発揮

当行は、中小企業のお客さまに対して、グループ内のシンクタンクや中央・アジアとの強力なパイプを最大限に活かし、ライフステージの各段階に応じた総合金融サービスを提供する「企業まるごとサポート」を展開しています。



企業まるごとサポート

グループ内シンクタンク、中央機関、アジアの拠点・提携機関とも連携し、企業のPL向上とBS改善をサポート

グループ総合力	アジアの拠点・提携機関	中央機関
西日本シティ銀行 ●本部ソリューション営業部門に業種別営業専担者を配置。 ●支店の法人営業担当者に、本部専門部署のノウハウを移植。 NCBリサーチ&コンサルティング ●調査研究機能とコンサルティング機能を拡充し、銀行との連携を強化。	海外駐在員事務所 3か所 ソウル、上海、香港 現地の提携金融機関 6行 中国銀行 新韓銀行 オリエントコマースジョイントストックバンク BNPパリバホーチミン支店 バンコック銀行 りそなブルダニア銀行 海外政府系機関 香港貿易発展局	政府系機関 日本政策金融公庫 国民生活事業、農林水産事業、中小企業事業 国際協力銀行 日本政策投資銀行 国際金融情報センター 九州経済産業局 独立行政法人 日本貿易保険 (NEXI) コンサルティングファーム ローファーム など

- グループ内シンクタンクの機能拡充などグループ総合力を高めるとともに、中央の行政・機関とのパイプを活用し、付加価値創造型のコンサルティング機能を発揮します。
- 海外駐在員事務所や海外現地金融機関等の海外ネットワークを活用し、地元企業のアジア進出等を支援します。
- 最先端の商品・サービスの提供により、地元企業の為替リスクヘッジニーズにお応えします。
- 資金供給にとどまらず、多様なコンサルティングニーズにお応えします。
- 地元企業の成長分野への新規参入を側面から支援するほか、高齢化の進展により地元企業が直面する事業承継等を積極的に支援します。
- 本部で培われたソリューションや国際ビジネスのノウハウを、研修やセミナー等によって営業店に移植するなど、人材の育成に努めます。

(2) 地域の面的再生への積極的な参画

取引先や関係機関との接触を通じて得られた地域の情報を集積・分析し、今後成長が期待される分野の育成に努めるほか、最先端のビジネス情報の提供、ビジネスマッチング支援など、地域経済の発展に貢献します。また、当行及び各界トップによる質の高い講演会や金融知識の普及活動などに取り組みます。

- 産官学連携の取組みにより「学」の優れた技術・ノウハウ等を地場産業の発展に取り込みます。
- グループ内シンクタンクも活用し、地元企業のビジネスに役立つ情報提供や商談会の開催やビジネスマッチングによる販路拡大支援など、地元企業の支援を通じて、地域経済の発展に貢献します。
- 環境配慮を促す金融商品・サービスの提供や環境に関する情報提供、当行自身も環境に配慮した業務運営を実践することにより、社会活動や経済活動における環境配慮の促進、地元企業の環境ビジネスの育成に努めます。
- 当行及び各界トップによる質の高い講演会や金融知識の普及活動など、地域社会と次世代を担う青少年への知的貢献を継続します。
- 地元根付く歴史・文化活動は地方銀行のインフラの一部と位置付け、当行の特長である歴史・文化活動への取組みを継続します。

(3) 積極的な情報発信

地域密着型金融の目標や取組みを積極的に、かつ、分かりやすく情報発信し、お客さまの理解を深め地域における評価を確立し、顧客基盤の維持・拡大に努めます。

- 定例的（年に一度）に地域密着型金融への取組み実績を取り纏め、ホームページで公表します。
- 個別の取組みについても、ニュースリリースやディスクロージャー誌等で積極的に公表します。

中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

(1) 金融円滑化に関する対応状況を適切に把握するための体制の概要

① ご相談・お申込み受付窓口の体制について

最寄りの窓口でお気軽にご相談いただけるよう、すべての営業店のご融資窓口およびビジネスサポートセンター等においてご相談・お申込みを承ります。

中小企業のお客さま

- すべての営業店のご融資窓口
- ビジネスサポートセンターのご融資窓口

② 金融円滑化に関する責任者の配置について

金融円滑化に関する状況を適切に把握するため、上記窓口の営業店長を「金融円滑化相談責任者」とし、金融円滑化に関するお客さまからのご相談・お申込みに対応するとともに、その内容の把握や進捗管理に努めます。

③ 「金融円滑化管理委員会」(委員長：頭取) の設置について

金融円滑化の推進を図る観点から、金融円滑化に関する当行の取組状況を審議する機関として「金融円滑化管理委員会」を設置します。「金融円滑化管理委員会」は、行内の金融円滑化に係る取組状況について報告を受け、必要な改善策等の協議・指示を行うとともに、適時、取締役会等へ報告を行います。

④ 金融円滑化に関する案件の適切な管理について

- お客さまよりお借入れ条件の変更等のご相談・お申込みがあった場合には、その内容をもれなく記録し、適切に保存します。
- 営業店が受け付けたお借入れ条件の変更等のご相談・お申込みの内容や進捗状況は、「金融円滑化相談責任者」が適切に管理します。
- 「金融円滑化管理委員会」は、適時、行内の金融円滑化に係る取組状況について報告を受け、必要な改善策の協議を行うとともに、取締役会等に報告します。
- 取締役会等は、金融円滑化管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、必要に応じて体制の見直し等を含め、「金融円滑化管理委員会」を通じて改善を指示します。

(2) 金融円滑化に関する苦情相談に適切に対応するための体制の概要

- すべての営業店において、新たなお借入れおよびお借入れ条件の変更等のご相談・お申込みに関する苦情等を承ります。
- すべての営業店に配置した「金融円滑化相談責任者」が、新たなお借入れおよびお借入れ条件の変更等に関するお客さまからの苦情等に対応します。
- 本部においてはお客様サービス室内に「金融円滑化苦情相談窓口」を設置し、お客さまからの苦情等に直接対応します。
- 苦情等をお受けした場合には、その内容をもれなく記録し、適切に保存します。
- 「金融円滑化管理委員会」は、金融円滑化に関する苦情等について報告を受け、適切な分析・評価や再発防止策の協議を行うとともに、取締役会等に報告します。
- 取締役会等は再発防止策等が十分であるかを検証し、適時「金融円滑化管理委員会」を通じて改善を指示します。

金融円滑化に関する苦情相談電話窓口

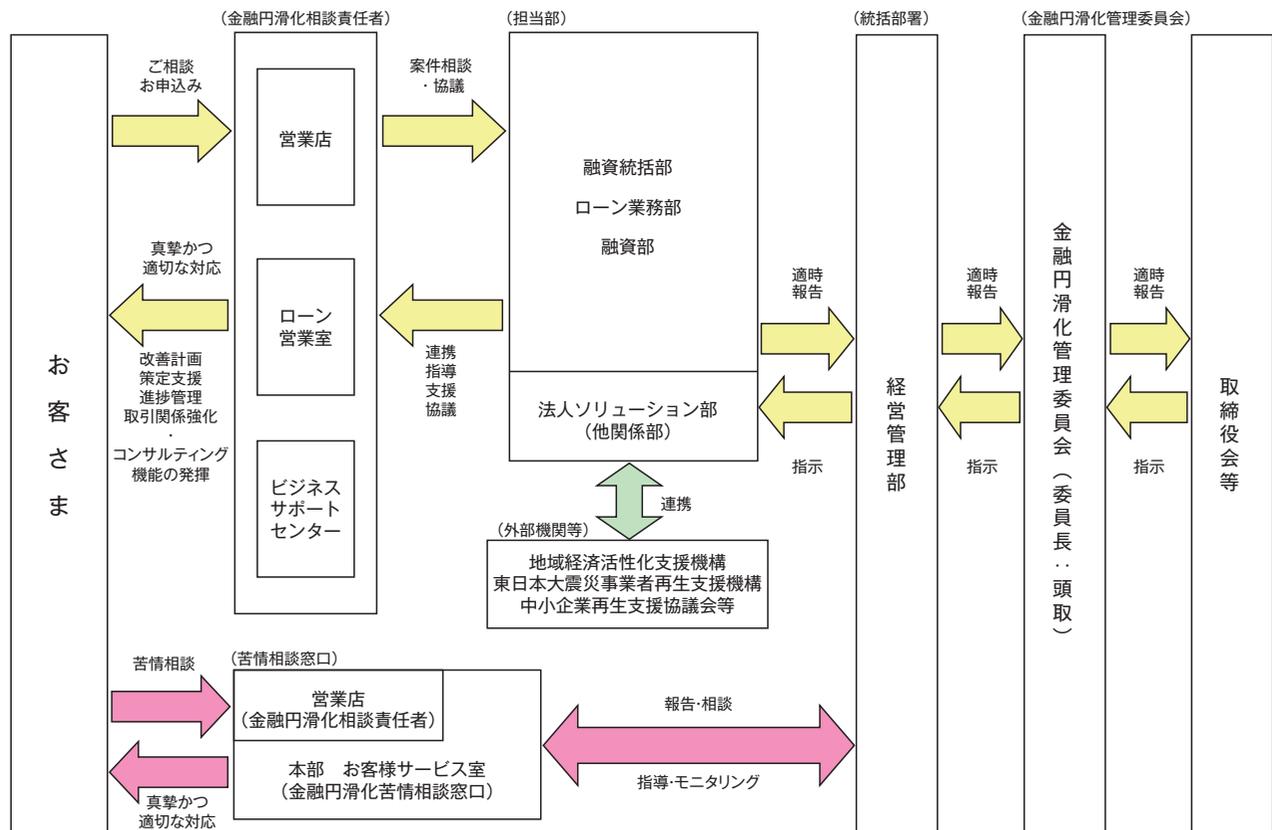
フリーダイヤル：0120-771-305

受付時間：平日9：00～17：00（銀行窓口休業日を除く）

(3) 中小企業のお客さまの事業の改善または再生のための支援を適切に行うための体制の概要

- 中小企業のお客さまとのこれまでのお取引関係を重視し、継続的な訪問等を通じて、お客さまの実態に則した経営相談にお応えするとともに、経営改善に向けた取組みに対する積極的な支援を行います。
- 中小企業のお客さまからご依頼がある場合には、事業に関する改善計画等の策定を支援するとともに、改善計画等を策定した場合には、定期的にその進捗状況を確認、検証し、必要に応じて改善計画の見直しを助言、支援するよう努めます。
- 融資部及び法人ソリューション部は、外部機関（経営コンサルタント、公認会計士等）と連携し、改善計画等の策定を支援するとともに、中小企業再生支援協議会等のさまざまな再生手法を活用してお客さまの事業再生支援に取り組みます。

《金融円滑化管理体制図》



中小企業の経営支援に関する取組み状況

創業・新規事業開拓の支援

創業、新規事業開拓を目指すお客さまに対しては、融資や企業育成ファンドへの出資等を通じて事業立ち上げ時の資金需要やコンサルティングニーズに対応したほか、補助金や制度融資の紹介など情報面での支援や、地元大学、公的金融機関、地方公共団体など、外部機関との連携による新たな技術の製品化・商品化の支援などを行いました。

平成26年度の創業・新事業支援融資の実績は131件、6,426百万円、企業育成ファンドへの出資のうち、当行組成ファンドは2件319百万円、外部組織組成ファンドは5件211百万円です。

■ 創業者支援に向けた取組みについて

創業支援機能拡充の具体的な内容

(1) ビジネスサポートセンター（以下、BSC）への創業カウンセラーの配置

当行では、創業支援の専担者である創業カウンセラーを法人リテール営業拠点であるBSC福岡に4名、BSC北九州に3名配置し、創業前の事業計画策定から、創業時の資金調達、創業後の経営相談に至るまでの相談受付体制を構築しています。

(2) 専門機関との業務連携

当行は、創業分野でノウハウを有する日本政策金融公庫と中小企業融資に豊富な経験等を持つ福岡県信用保証協会、当行グループ会社であるNCBリサーチ&コンサルティング（以下、R&C）と「創業支援等に係る業務連携・協力に関する覚書」を締結しました。

この業務連携・協力により、当行グループと日本政策金融公庫、福岡県信用保証協会が、それぞれの業務特性を活かしながら、相互にノウハウを補完、共有することで、創業前の準備段階から創業時の資金調達、創業後の事業安定に至るまで、創業を目指す事業者の方に質の高いサポートをワンストップで提供します。

【主なサポート内容】

① 創業計画書の策定支援

- ・当行と日本政策金融公庫が、創業計画書の策定から創業に関する様々な相談まで丁寧にサポートします。

② 創業資金の支援

- ・当行と日本政策金融公庫、福岡県信用保証協会が連携し、創業時に必要な資金ニーズに対応します。

③ 創業者に対するフォローアップ

- ・福岡県信用保証協会が紹介する中小企業診断士が、創業者に対して経営指導や経営相談を実施します。

④ フォローアップセミナーの開催

- ・当行と日本政策金融公庫の融資を利用いただいた創業者に対して、当行、日本政策金融公庫、及びR&Cが連携し、販路拡大など、経営を軌道に乗せるためのフォローアップセミナーを開催します。

【26/下期実施 2/10福岡会場62名、3/13北九州会場16名】

(3) 九州リースサービスとの業務提携

当行は、九州リースサービスと業務提携を行い、同社のファイナンス・リース商品「NCB創業支援リース」の審査申込の媒介業務を開始しました。

この業務提携により、創業時の資金ニーズに対して、融資だけではなくリース商品での提案が可能となりました。

(4) 福岡市との連携によるセミナーの開催

平成26年10月にオープンした福岡市運営の「スタートアップカフェ」において、当行は、創業カウンセラーによるセミナーを開催し、創業・起業したい方々への支援活動と、当行の創業支援サービスやBSC福岡について紹介しています。

成長段階における支援

事業のさらなる成長を目指すお客さまに対しては、地方公共団体や他の金融機関等との共催による国内商談会の開催や上海・香港など国外での商談会の開催等によるビジネスマッチング、海外金融機関や外部専門家等との連携による海外進出支援、コンサルティングに基づく成長阻害要因の特定とその課題解決提案等により、販路拡大や新たな事業展開等へのサポートを行いました。

平成26年度のビジネスマッチング成約件数は865件、海外進出支援および海外ビジネス支援の取組み先数は298先です。

■ 農業の6次産業化支援

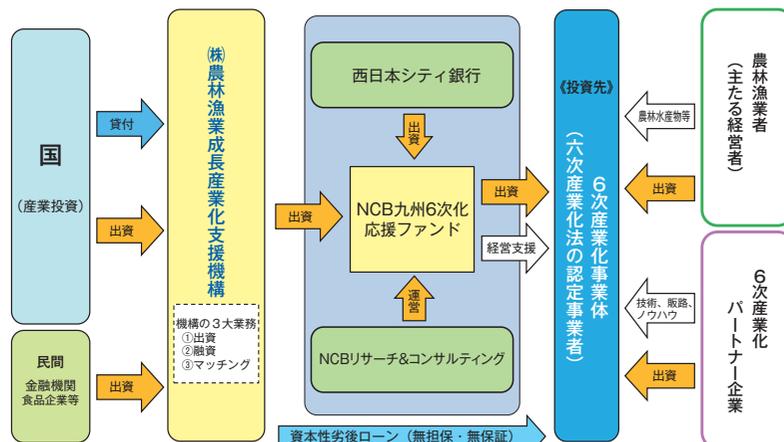
平成25年4月に九州における1次産業者（農林漁業者）と2次・3次産業者（商工業者）との連携による新たな事業機会の創出、付加価値創造（1次×2次×3次＝6次産業化）を目的として、当行と農林漁業成長産業化支援機構の共同出資により、「NCB九州6次化応援ファンド」を設立しています。ファンド総額は20億円で、当行グループ会社であるNCBリサーチ&コンサルティングがファンドの運営・管理を行います。

投資対象は、九州圏内（九州各県・山口県等）に主な拠点がある農林漁業者と商工業者との合弁企業体で、生産から消費まで一気通貫したバリューチェーンを創出する農林漁業の成長産業化にチャレンジする企業です。

当行が設立した「NCB九州6次化応援ファンド」をはじめ、平成27年6月末現在では全国各地に52の6次化ファンドが設立され、60件の案件が投資決定されています。そのうち6件は「NCB九州6次化応援ファンド」が投資決定した案件です。

当行は、地元金融機関としてこのファンドを通じて地域経済の発展に貢献するとともに、引き続き農林漁業分野への取組みを積極的に行っていきます。

「NCB九州6次化応援ファンド」スキーム図

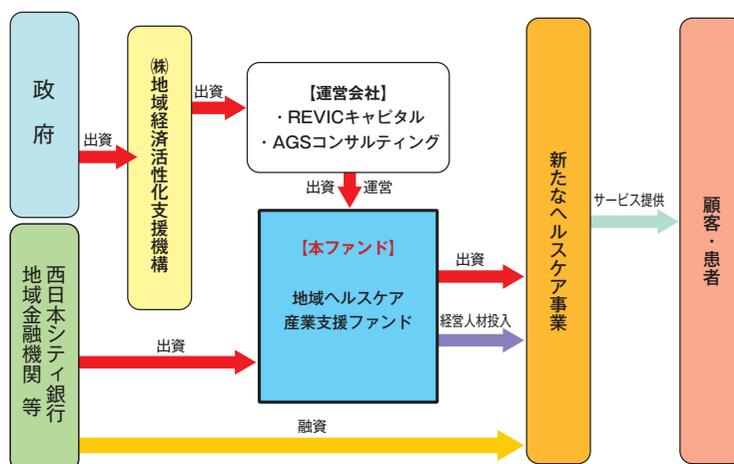


- ・当行と(株)農林漁業成長産業化支援機構が半々の出資でNCB九州6次化応援ファンドを設立。
- ・NCB九州6次化応援ファンドから農林漁業者とパートナー企業との合弁会社に対して出資を行う。

■ 新たなヘルスケア産業の創出支援

当行は平成26年9月に地域経済の活性化、雇用の創出に資するヘルスケア事業者の方を支援することを目的に設立された「地域ヘルスケア産業支援ファンド」へ出資しました。本ファンドは事業の成長に必要な資金の提供のみならず、地域経済活性化支援機構が豊富に有するヘルスケア産業に精通した経営人材を集中投入することで、新たなヘルスケア産業の創出を目指しています。

当行は、地域金融機関として、本ファンドを通じて地域経済の発展に貢献するとともに、引き続きヘルスケア産業への取組みを積極的に行っていきます。



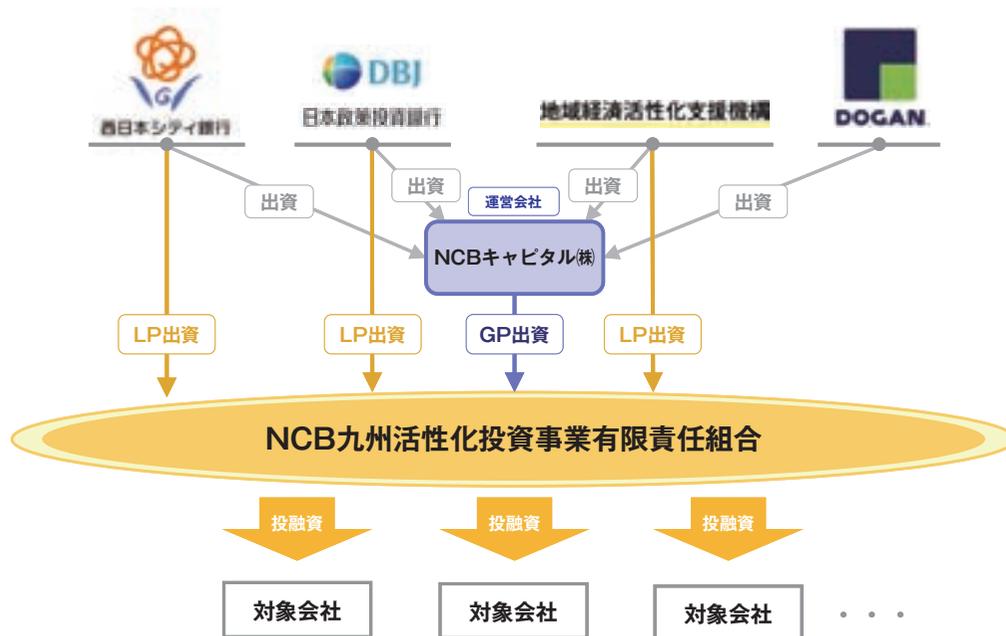
地域ヘルスケア産業支援ファンドは、①経営人材投入、②出資の2大機能を提供し、異業種企業と協働し、イノベーションを生起する。

■ 九州経済の活性化支援

当行は、地域経済活性化支援機構、日本政策投資銀行及びドーガンと共同で、九州経済の活性化に資する地場企業を対象に、事業基盤の改善・強化から成長・拡大及び事業承継までを一貫して支援することを目的として、「NCB九州活性化ファンド」を、平成27年1月に組成しました。

地場企業は、人口減少に伴う市場の縮小に加えて大企業の地方進出に伴う競争激化・事業の後継者不足等の課題にも直面しており、今後事業再構築・企業再編・事業の円滑な承継等の抜本的な対策を行うための財務基盤の強化・資本政策の再構成を必要としている企業が多数存在しています。本ファンドは、このようなニーズを有する九州地域の企業に一層の成長支援を行うものです。

当行は、地域金融機関として、本ファンドを通じて地域経済の活性化を積極的に支援していきます。



■ 海外ビジネス支援事例

A社（金属製品製造業）は、将来のビジネス構想としてベトナムへの事業展開（販路拡大、現地工場の設立）を検討していました。そこで、支店担当者は役立つ情報を同社へ提供できればと考え、当行グループ会社であるNCBリサーチ&コンサルティング/国際コンサル室（以下、R&C）を紹介し、R&Cが開催する「アジアビジネスセミナー～建設業・製造業における外国人の活用方法～」への出席を案内するなど、海外進出に関する情報の提供に努めました。

同社の課題である人材不足を解消するため、また将来ベトナム工場を設立した際の工場運営に備えるために、R&CはR&Cのサポート企業でベトナム人技能実習生の雇用促進を行うB社を紹介しました。結果として、A社は平成27年6月より計9名のベトナム人を受け入れる契約をB社と交わしました。

R&Cは、さらに継続してコンサルティングを行った結果、A社には海外企業との契約・知的財産保護や、市場調査・海外視察・現法設立の際のサポートについてもニーズがあることを把握しました。そこで、R&CはR&Cのサポート企業であり、それぞれの分野の専門知識を持ったコンサルティング会社C社、D社を紹介し、A社はそれぞれ契約を交わしました。

当行及びR&Cの緊密な連携により、A社の海外ビジネスに関する課題解決に迅速に対応することができ、A社は、専門家のサポートを得て、より精力的に事業に取り組んでおり、今後の海外ビジネス展開について着実に前進することができました。

経営改善・事業再生・業種転換等の支援

経営改善、事業再生等が必要なお客さまに対しては、中小企業金融円滑化法に基づき、企業再生支援機構や中小企業再生支援協議会、整理回収機構等の外部機関とも連携しながら、経営再建計画策定支援や貸付条件の変更等の対応を行いました。平成26年度中の中小企業再生支援協議会への相談持込先数は8先、再生計画策定数は6件です。

また、銀行およびそのグループ会社を含む民間の投資会社等が組成する企業再生ファンド（注）への出資を通じ、再生に取り組むお客さまの支援を行いました。平成26年度末の企業再生ファンドへの出資件数は4件、出資金額は1,182百万円です。

事業承継を望まれるお客さまに対しては、事業承継において課題となる経営権の集約や自社株の移転等に関するコンサルティング実施等の相続対策支援、企業・事業部門の譲渡を望まれる場合のM&Aマッチング支援等を行いました。平成26年度中に1,354件の事業承継等相談受付をしています。

（注） 過剰債務に陥った企業の立て直しを目的に、投資家から資金を集め、再生ビジネスに関与するファンドのこと。

経営改善支援取組み先のうち債務者区分がランクアップした先、再生計画を策定した先（平成26年度中）

期初債務者数	経営改善支援取組み先				
	経営改善支援取組み先	うち期末に債務者区分がランクアップした先		うち再生計画を策定した先	
		先数	ランクアップ率	先数	策定率
41,773先	835先	44先	5.3%	24先	2.9%

貸付条件の変更の申込みを受けた貸付債権の数（平成21年12月4日からの累積件数）

		平成26年3月末	平成26年6月末	平成26年9月末	平成26年12月末	平成27年3月末
中小企業者	債権数	26,846件	28,111件	29,286件	30,369件	31,574件
住宅ローン借入者	債権数	2,399件	2,459件	2,494件	2,533件	2,578件

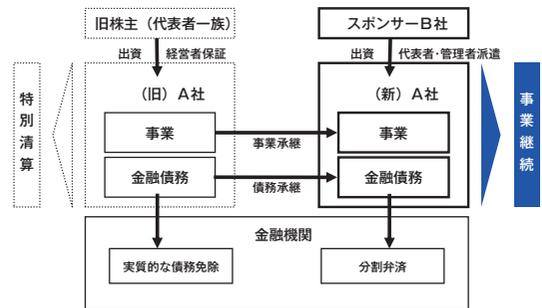
■ 中小企業再生支援協議会を活用したスポンサースキームによるお取引先の事業再生支援

建設業を営んでいたA社は、本業外の事業や不動産へ投資を行いましたが、企図した収益が得られなかった結果、過剰債務・大幅債務超過となり、自主再建が困難な状況に陥っていました。一方、A社の商品開発力や業界知名度は高かったことから、地場大手企業B社が支援を表明し、メインである当行へ抜本的な再生計画の策定に関する相談がありました。

当行は、計画の透明性・衡平性・蓋然性を確保して他の金融債権者の同意のもと金融支援を行うため、中小企業再生支援協議会を活用した抜本的な再建スキームを検討することとしました。

具体的には、同協議会関与の下で、第二会社方式による金融支援（特別清算を活用した実質的な債権放棄）、スポンサースキーム、再生ファンドによる債権買取等を骨子とする事業再生計画を策定しました。全行同意を得て成立し、施策の実行・手続きを進めました。

この結果、取引金融機関による実質的な債権放棄を受け、債務超過の解消・既存債務の返済軽減が行われたこと、地場業界大手企業B社のスポンサー就任により企業信用力の向上、営業体制・ガバナンスの強化が図られたことから、今後、B社グループの一社として安定した事業継続が見込まれます。また、A社代表者の経営者保証に関しては、「経営者保証に関するガイドライン」に沿った債務整理を行いました。



計画に同意のうえ、債権の継続保有を希望しない金融機関については、再生ファンドで債権買取を実施。

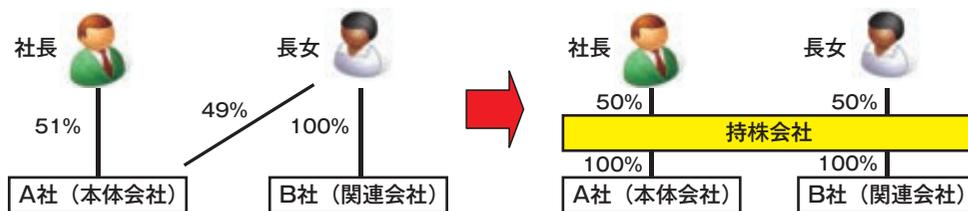
■ 会社所有・経営と事業運営の分離のための組織再編支援事例

食料・飲料卸売業及び食品製造業を営む70歳のオーナー社長は次世代への承継を検討していましたが、子供は長女のみで会社の事業運営には関わっていなかったため、社長交代とあわせ、資本構成・経営体制の見直しを検討していました。

今後も一族にて所有経営する一方、各会社の事業運営は社内の適任者（幹部社員）に任せたい、また、A社の利益率は高く株価は高額になっており、できるだけ早期に高額な自社株を手放したいとの社長の意向があったため、「持株会社を活用した組織再編」を提案しました。

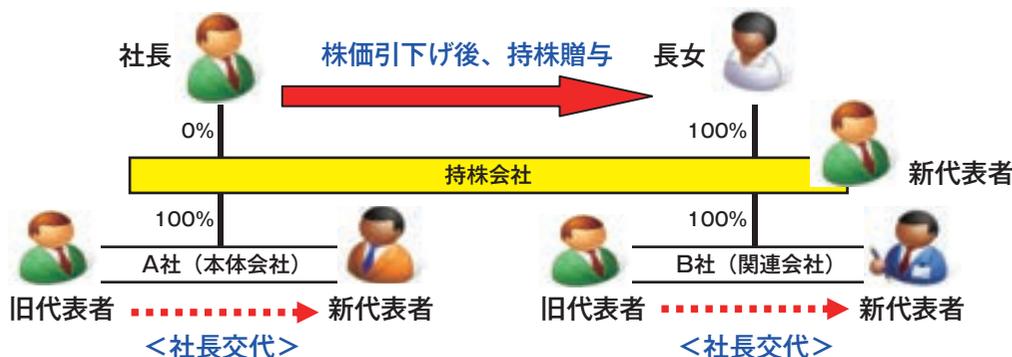
<STEP1/株式移転による持株会社の設立>

兄弟会社の2社の株式は社長一族で100%（社長51%、長女49%）保有しており、会社株式移転で新設した持株会社の株式と、各人保有していた株式を交換し、2社は持株会社の子会社となり、社長・長女は持株会社の株主となりました。



<STEP2/贈与による自社株の移転>

社長は本体・関連会社にて社長を退職し、幹部社員へ交代しました。社長への役員退職金の支給により持株会社の株価が下がったところで、持株会社株式を長女へ贈与しました。社長は、当面、持株会社の社長として傘下2社を指揮し、社長一族にて保有する持株会社での会社所有・経営と幹部社員による事業運営が実現でき、かつ効率的なグループ運営が可能となりました。



■ 後継者への分散株式の集約スキームを活用した自社株対策支援事例

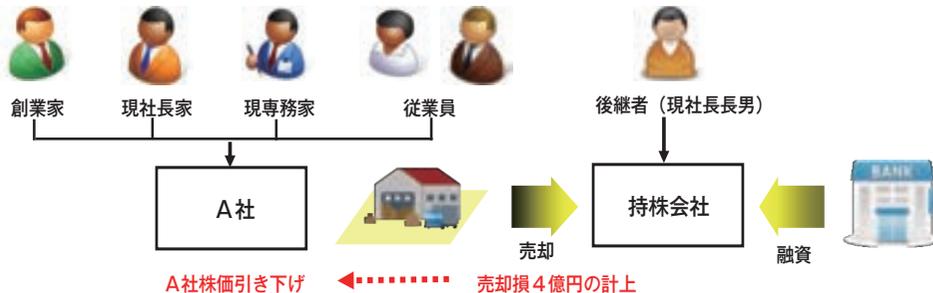
卸売業を営むA社（年商26億円、純資産11億円）は事業拡張の都度、親族を中心に増資を行った結果、創業家、現社長（創業家の義弟）家、現専務（創業家の義弟）家の3グループをはじめ他従業員へと株主が分散していました。

株価の試算をもとにA社と話し合いを進めていく中で、A社の保有する不動産の中に多額の含み損があることが判明しました。そこで、持株会社を活用した不動産のグループ間取引（含み損出し）による株価引下げと、後継者である現社長長男への自社株の集約提案を行いました。

自社株集約に当たっては、株式買取資金負担の軽減と他従業員の資産形成、モチベーション向上の観点から、持株の一部を「従業員」へ持たせたいとの社長の意向があったため、「後継者への分散株式の集約スキームを活用した自社株対策」を提案しました。

<STEP1/持株会社を活用した株価引下げ>

A社が所有する倉庫（含み損約4億円）を後継者が出資する新設会社へ売却しました。その結果、大幅な利益圧縮ができ、株価総額も大きく引き下げることができました。



<STEP2/持株会社及び種類株式を活用した株式集約>

後継者出資の持株会社による分散株式の買取りと同時に、従業員所有株式については、「従業員持株会」を設立し、配当優先・無議決権株式（種類株式）とすることにより、次期後継者への経営権の集約を実現することができました。



地域の活性化に関する取組み状況

地方創生への取組み

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を受けて、地方自治体では「地方版総合戦略」の策定及びその推進が求められています。そのサポートも含めて、今後、積極的に地方創生に取り組む観点から、平成27年3月25日に「地方創生プロジェクトチーム（事務局：地域振興部）」を設置し、その態勢を強化しました。

当行が持つ「広域ネットワーク」と「中央やアジアとの強力なパイプ」を活かし、地方創生に資する情報等は当該プロジェクトチームで一元的に集約され、各地区本部と営業店を通じて地元福岡・九州の各自治体にフィードバックする態勢としました。

お客さまに地方創生にかかる補助事業等をわかりやすくお伝えする観点から、平成27年3月20日に「地方創生ガイドブック」を発刊しました。

また、空き家問題解決に向けた取組みの一環として、平成27年5月27日に空き家の解体費用に対応するローン商品「NCB空き家解体ローン」の取扱いを開始しました。そして、地方創生への取組みをさらに強化するために、平成27年6月11日に地元企業の雇用増加や新規事業展開等を支援する融資商品「NCB地域創生応援ローン」を創設しました。

平成27年6月15日には福津市（本店所在地の近隣の市）と連携し地方創生にかかる新たな戦略を策定・推進するため、同市と「地方創生に関する包括協定」を締結しました。

当行は、今後も地域金融機関として、地元の活性化のために、これまで当行が培ってきた知見やノウハウ、さらには、当行グループが有する金融サービス機能を発揮し、産官学労と連携していきます。



地方創生ガイドブック



NCB空き家解体ローン



NCB地域創生応援ローン



福津市との地方創生に関する包括協定書 調印式

地域の面的再生への積極的な参画

当行は、地元金融機関として、地域経済社会をとりまく環境、構造変化に対応して、地域全体の活性化や持続的な成長を視野に入れた、地域の面的再生への取組みを行っています。地方公共団体、地元大学等の外部機関とも連携しながら、地域産品・産業の活性化のための商談会の開催や、地域の新産業・新事業創出に向けた産官学連携支援、中心市街地活性化事業の支援など、地域活性化のためにさまざまな取組みを行いました。

■ 博多駅周辺地区への面的再生取組み状況

博多駅周辺地区で事業を営む企業・団体、住民、学識経験者ならびに福岡市にて組織するまちづくり団体「博多まちづくり推進協議会」（平成27年4月現在、159会員）に参画しています。副会長、部会長会議議長、部会長などの要職を当行役職員が務め、会の中心的な役割を担っており、九州新幹線全線開業、新博多駅ビルの開業を機に新しい時代を迎えた博多のまちを、より魅力的な風格のあるまちにしていくためのまちづくりを推進しています。

■ 天神周辺地区への面的再生取組み状況

天神明治通り地区約17haの地権者にて組織する「天神明治通まちづくり推進協議会」（平成27年3月現在、35会員）、および天神地区の商業活動の活性化に繋がる憩いの場創出等を目的として組織されたまちづくり団体「We Love 天神協議会」（平成27年3月現在、108会員）にも積極的に参画し、福岡の商業中心地である“天神地区”の付加価値向上、さらにはアジアへの玄関口としての国際競争力向上のため、行政と一体となったまちづくりを推進しています。

■ 天神・博多駅・ウォーターフロント周辺地区への面的再生取組み状況

福岡都市圏の地域診断、成長戦略の策定と個別プロジェクトの構築を推進するために設立された「福岡地域戦略推進協議会（通称FDC）」（平成27年3月現在、94会員）に、設立段階から監査役の立場で参画し、その後に立ち上げられた5部会のうち、「環境部会（平成26年度よりスマートシティ部会へ改称）」と「都市再生部会」にも部会員として積極的に参画しています。また、「スマートシティ部会」では、福岡版スマートシティモデルの構想および企画の確立を進めるため、部会長の国立大学法人と連携し、伊都ユニバーシティアベニュープロジェクト他各種実証実験事業の検討を進めています。「都市再生部会」では、天神、博多駅、ウォーターフロントの3つのエリアにおいて、部会長である事業会社と連携し具体的なプロジェクトを策定すべく協議を進めています。

■ アイランドシティ、香椎パークポート地区への面的再生取組み状況

福岡市が平成6年から進めている人工島整備事業「アイランドシティ」の分譲（公募）に際し、取引先への紹介とニーズ発掘、福岡市との連携を積極的に行っています。

■ 北九州地区への面的再生取組み状況

北九州地区の地元大学との「産学連携協定」に基づき、地元企業や行政・大学の社会人を対象とした「事業開発ビジネス講座」を共催し、当行役職員が講師として、「地域活性化（PPP/PFI事業）に対する取組み」や「新ビジネス創造（6次化産業）の取組み」の具体的事例を交えて紹介するなど地域活性化に向けた取組みを行っています。

■ 久留米地区への面的再生取組み状況

文化芸術振興の拠点として、大・中・小の劇場を中心に商業施設や緑と憩いの空間も併設した「久留米シティプラザ」の建設事業について、積極的に支援を行っています。

■ 筑豊地区への面的再生取組み状況

飯塚市中心市街地活性化基本計画に基づく再開発事業に参画し、同主要3事業のうち、吉原町1番地区第一種市街地再開発事業について、補助金及び保留床処分金の支払いまでのつなぎ資金として当行を含む3行にて協調支援を行っています。

■ 外部機関と連携した地域の面的再生取組み状況

地方創生の取組みの一環として、福岡のゲートウェイ機能（インフラ）の歴史を知り、将来の福岡のまちを展望するとのコンセプトに立ったセミナー「アジアゲートウェイとしてのFUKUOKA」を、外部機関との連携企画として平成27年3月より開催しています。

過去と今を知ることで、将来の福岡のまちを展望し、地方創生の実現と地域インフラ、更にまちづくりに関する情報を提供しています。

■ 自動外貨両替機による外貨買取サービスの開始

福岡を訪れる外国人観光客の外貨キャッシュ両替ニーズが高まっており、当行は平成26年9月16日より、太宰府支店で米ドル、ユーロ、韓国ウォン、中国元、香港ドルの5通貨に対応した「自動外貨両替機」による外貨買取サービスの取扱いを開始しました。

また、平成27年7月2日より、福岡市が運営する「中央ふ頭クルーズセンター」でも、米ドル、ユーロ、中国元、韓国ウォン、台湾ドル、香港ドル、豪ドル、タイバーツ、シンガポールドル、英ポンド、カナダドル、スイスフランの12通貨に対応した「自動外貨両替機」を設置しました。

当行は、更なる増加が予想される外国人旅行客の九州での買い物利便性の向上にグループをあげて取り組むことで、インバウンドビジネスを通じた地域経済の活性化に貢献していきます。

お客さまの幅広いニーズに対応した窓口

■ ローン営業室・NCBローンプラザ

ローン専門窓口である「ローン営業室」、「NCBローンプラザ」では専門のスタッフが、住宅ローンをはじめさまざまなローンのご相談をお受けしています。お手続きも専門のスタッフが正確・迅速に対応します。土曜日・日曜日も営業していますので、休日に時間を気にせず、ゆっくり、ゆったりご相談いただけます。

住宅や車、お子さまの教育資金など、ローンのことなら何でも「ローン営業室」と「NCBローンプラザ」におまかせください。現在、福岡県を中心に21の窓口で営業しています。



■ NCBいつでもプラザ

ショッピングセンターの中にあり、土日・祝日や平日15時以降もご利用いただけます。ローンはもちろん、預金や資産運用、もしもに備える保険のことなど幅広くご相談いただける便利な窓口です。

平日時間がない方、当行にご口座をお持ちでない方も、ちょっと相談してみようかなと思ったら、お近くのショッピングセンターにある「NCBいつでもプラザ」にお気軽にお立ち寄りください。現在、福岡県内のショッピングセンター12店舗で営業しています。



■ 西日本シティTT証券

西日本シティ銀行グループの証券会社である西日本シティTT証券は、お客さまの資産運用ニーズにきめ細かくお応えするため、金融商品・サービスの拡充に取り組んでいます。専門性の高い資産運用相談やコンサルティングサービスの提供を通じて、お客さまのあらゆる資産運用ニーズにお応えします。

従来、銀行ではお取り扱いできなかった商品も多数揃えています。現在、西日本シティ銀行の営業店舗内の共同店舗を中心として10店舗で営業しています。



■ NCBほけんプラザ

保険の専門窓口である「NCBほけんプラザ」では、保険の専門スタッフが、保険に対するお悩みや疑問を解決します。お客さまのライフプランに応じて必要な保障を無料でアドバイスし、お客さまに適した商品を組み合わせたオリジナルのプランをご提案します。

平日はもちろん、土曜日・日曜日も営業していますので、お気軽にご相談ください。現在10店舗で営業しています。キッズルームもありますのでお子さま連れの方も安心してご来店いただけます。(一部店舗を除く)



全てのお客さまにご利用いただきやすい店舗づくり

■ ユニバーサルデザイン・バリアフリー設備の積極的な採用

当行の新しい店舗には、自動ドア、段差のない出入り口、点字ブロック、多目的トイレ、エレベーター、座ったままご利用いただける記帳台など、全てのお客さまにご利用いただきやすい設備を積極的に取り入れています。

■ 視覚障がいをお持ちのお客さまに配慮した取組み

視覚障がい者対応（受話器型操作機付）ATMを全ての営業店に1台以上設置し、店外ATMコーナーとあわせて平成27年3月末現在714台を設置しています。また、お取引明細等の点字文書無料郵送サービスを実施しているほか、窓口振込手数料の優遇や代筆・代読の対応を実施しています。

地域・社会貢献活動への積極的な取組み

当行は、地域に根ざした企業市民として、私たちが、地域のため、社会のためにできることを考え、積極的かつ継続的に取り組んでいます。

■ 地域社会への知的貢献

最新の金融・経済情報を企業経営や景気見通しのご参考にしていただくため、新春講演会「2015年経済・金融の見通し～世界、日本、そして九州～」を開催しました。

また、次世代を担う若い世代の金融知識を深めるための金融教育活動を年代別に行っています。平成26年は小学生を対象とした「キッズ・サマー・キャンプ～お金のがっこう～」を8月に、高校生を対象とした「全国高校生金融経済クイズ選手権エコノミクス甲子園」福岡大会を12月に開催、さらに大学生を対象とした「実践仕事塾・金融スペシャリスト育成講座」を西南学院大学との産学連携協定に基づき、10月～11月に当行役職員が講師となって実施しました。



新春講演会



キッズ・サマー・キャンプ
～お金のがっこう～



「エコノミクス甲子園」福岡大会

■ 環境問題への取組み

地域の環境美化をお手伝いする清掃ボランティア活動を継続実施しています。

営業店では、店周りや地元商店街、近くの公園などを、地元の皆さまへの感謝の思いを込めて清掃しました。また、本店ではJR博多駅周辺や、秋のイベントが行われる御供所地区のお寺やその周辺を地域の皆さまと共同で清掃しました。



店舗の建替えにあたっては、環境配慮型機能（太陽光発電システム、LED照明、エコガラス、雨水再利用等）を備えた「エコ店舗」への転換を行っています。

■ 地域との共栄

北九州市活性化に対する地域貢献活動の一環として、平成27年3月より3万冊限定で「北九州市限定ご当地通帳」を発行しています。このご当地通帳のデザインは、312点の公募の中から、北九州市の小学校2年生が描いた作品に決定し、表面は「小倉城と桜」、裏面は「北九州市立美術館と関門海峡の花火」が描かれています。



■ 地域の優れた経営者、アジアとの国際交流に貢献している団体・個人への支援

「経営者賞」として昭和48年から九州・山口地域の優れた中小企業経営者を表彰し続けています。これまでの受賞者は155名にのぼり、受賞者の中にはその後上場企業に成長された企業の経営者も多く、地元企業の大きな励みとなっています。

(主催：公益財団法人 経営者顕彰財団)

「アジア貢献賞」として、九州・沖縄・山口地域でアジアの発展およびアジアとの国際交流に地道に貢献している団体・個人を毎年表彰しています。あわせて未来を担う子どもたちの国際相互理解を育むため、国際交流を通じて国際友好親善に貢献している小・中学校、子ども団体を「アジアKids大賞」として表彰しています。

(主催：公益財団法人 西日本国際財団)



経営者賞



アジア貢献賞



アジアKids大賞

■ 歴史・文化活動への取り組み

昭和54年より発行している「博多に強くなろう」「北九州に強くなろう」は通算98号になり、最新号では、「筑紫万葉」を取り上げています。平成21年創刊の「九州流」とあわせて、地元の身近な話題やゆかりの人物などを紹介しています。また、地元テレビ局と共同で制作したTV番組「温故知新『発見！九州スピリット』」では、進取の気性にとんだ九州人スピリットをテーマに、以外に知られていない人物、出来事、祭りなどの幅広い分野で「知らなかった九州」を紹介しています。



5月3日、4日に開催された博多どんたく港まつりに、演舞台を本店前に設置するとともに、どんたく隊を結成しパレードに参加しました。パレードでは、「ココロをひとつに、未来へ花を咲かせよう」をテーマに、役職員、新入行員などで結成されたパレード隊が、元気一杯の演技を沿道の皆さまにお届けしました。演舞台では、役職員、お取引先、市民の皆さまの演技が多数披露されました。



本店エントランスホールで、毎月1回、無料でお昼休みのクラシック演奏会「プロムナードコンサート」を開催しています。

昭和61年より開始し、平成27年2月で350回を迎えました。

(主催：公益財団法人 福岡文化財団)



■ 金融円滑化への取組み

当行は、平成21年12月に施行された「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」（中小企業金融円滑化法）の趣旨を踏まえ、中小企業のお客さまの事業活動の円滑な遂行、ならびに住宅ローンご利用のお客さまの生活の安定を目的として、金融円滑化に取り組んできました。

平成25年3月末をもって中小企業金融円滑化法は期限到来を迎えましたが、法終了後も、当行の金融円滑化に向けた基本方針は何ら変わるものではありません。引き続き、お客さまの主体的な経営改善・事業再生等への取組みをお客さまの立場に立って真摯にサポートし、金融機関としての社会的責任を果たします。

金融円滑化相談窓口	最寄りの窓口でお気軽にご相談いただけるよう、すべての営業店のご融資窓口及びビジネスサポートセンター、NCBいつでもプラザ（インストアプラザ）、ローン営業室においてご相談・お申込みを承っています。
-----------	---

■ 金融犯罪への取組み

当行は、警察等と連携のうえ、社会問題となっている電話等を利用した振り込め詐欺をはじめとする金融犯罪を防止するための取組みを行っています。

平成25年4月より改正犯罪収益移転防止法が施行されたことに伴い、口座開設や多額の現金によるお取引を行う際には、ご本人であることの確認に加え、お取引の目的やご職業等（法人の場合は事業内容や実質的支配者等）の確認をお願いしています。

また、不正利用口座を検知した場合は口座凍結などの措置によりお客さまの財産保護に努めています。

なお昨今、銀行員や警察官を装い、言葉巧みに暗証番号を聞き出し、キャッシュカードを騙し取って出金する犯罪が発生しています。当行行員や警察官が電話や店舗外で暗証番号をお尋ねしたり、キャッシュカードをお預かりすることはありませんので、十分ご注意ください。

窓 口	受付時間	TEL
金融犯罪被害に関する相談窓口	月～金曜日9：00～17：00（祝日及び銀行休業日は除きます）	0120-797-919

■ 反社会的勢力への対応について

当行は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断に向けた取組みを行っています。政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）等を踏まえて、融資取引の約定書や普通預金規定等の各種規定に、暴力団等の反社会的勢力を排除する条項（「暴力団排除条項」）を導入しています。

■ 金融ADR制度について

金融ADR制度とは、金融分野における裁判外紛争解決手続（※）のことで、お客さまが、金融機関との間で十分に話し合いをしても問題の解決がつかないような場合にご活用いただける制度です。国の指定を受けて中立性を確保した指定紛争解決機関が、お客さまや金融機関からの申出を受け、苦情やトラブルの解決を図ります。当行は、「一般社団法人全国銀行協会」と「一般社団法人信託協会」との間で、紛争解決等業務に関する「手続実施基本契約」を締結しています。

（※）裁判外紛争解決手続（Alternative Dispute Resolution）とは、身の回りで起こるトラブルを、裁判ではなく中立・公正な第三者に関わってもらいながら柔軟な解決を図る手続です。

窓 口	受付時間	TEL
全国銀行協会 相談室	月～金曜日9：00～17：00（祝日および銀行休業日は除きます）	0570-017109/03-5252-3772
信託協会 信託相談所	月～金曜日9：00～17：15（祝日および銀行休業日は除きます）	0120-817335/03-6206-3988

■ 苦情等のご相談窓口

当行は、お客さまからのご意見や苦情等には真摯な姿勢で公正・迅速に対応するとともに、お客さまのご理解と信頼を得られるよう努めております。当行に対するご意見・苦情等は、営業店または次のご相談窓口までお申し出ください。

窓 口	受付時間	TEL	FAX
西日本シティ銀行お客様サービス室	月～金曜日9：00～17：00 （祝日および銀行休業日は除きます）	0120-162-105	092-461-1916 （24時間）